

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
VII 監督上の評価項目と諸手続（有価証券等仲介業務）	VII 監督上の評価項目と諸手続（有価証券等仲介業務）
VII－1 業務の適切性（有価証券等仲介業務）	VII－1 業務の適切性（有価証券等仲介業務）
VII－1－4 顧客に対する勧誘・説明態勢	VII－1－4 顧客に対する勧誘・説明態勢
（１） 基本的留意事項	（１） 基本的留意事項
（２） 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点 ①～⑫ （略） ⑬ <u>契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項</u> イ. <u>仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号ロに規定する「相手方金融機関との間に資本関係」「がある場合にあっては、その旨」については、当該相手方金融機関の金融サービス提供法施行令第 30 条第 2 項に規定する親法人等、同条第 3 項に規定する子法人等又は仲介業者等府令第 42 条第 3 号に掲げる者であって、金融サービス提供法施行令第 30 条第 2 項各号若しくは同条第 3 項各号のいずれかに該当するものに該当する場合に、資本関係がある旨を提供する。</u> ロ. <u>仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号ロに規定する「相手方金融機関との間に」「人的関係がある場合にあっては、その旨」については、合理的と認められる一定の時点において役職員が兼職等している場合に、人的関係がある旨を提供する。</u> ハ. <u>仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号ロに規定する「それにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある」「理由」については、例えば、当該資本関係があ</u>	（２） 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点 ①～⑫ （略） （新設）

改正後	現行
<u>る会社の収益となることによりグループ全体の利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を提供することが考えられる。</u> 二. <u>仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号ハに規定する「相手方金融機関において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定の期間において、当該投資信託受益証券の売買その他の取引をした場合に、他の投資信託受益証券の売買その他の取引をする場合と異なる追加的な評価を行っているものと認められる業績評価体系となっているとき等がこれに該当するものと考えられる。</u> ホ. <u>仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号イからハまでに規定する「利益が相反するおそれがある旨」については、同号におけるイからハまでの事項が複数ある場合は、利益が相反するおそれがある旨をまとめて提供することで差し支えないものとする。</u> ⑭ <u>利益相反のおそれがある行為における説明に係る留意事項</u> イ. <u>仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号ロ及び同項第 27 号ロに規定する「金融サービス仲介業者との間に資本関係」「がある場合にあっては、その旨」については、当該金融サービス仲介業者の金融サービス提供法施行令第 30 条第 2 項に規定する親法人等、同条第 3 項に規定する子法人等</u>	(新設)

改正後	現行
<u>又は仲介業者等府令第 42 条第 3 号に掲げる者であって、金融サービス提供法施行令第 30 条第 2 項各号若しくは同条第 3 項各号のいずれかに該当するものに該当する場合に、資本関係がある旨を説明しているか。</u> <u>ロ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号ロ及び同項第 27 号ロに規定する「金融サービス仲介業者との間に」「人的関係がある場合にあっては、その旨」については、合理的と認められる一定の時点において役職員が兼職等している場合に、人的関係がある旨を説明しているか。</u> <u>ハ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号ロに規定する「それにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある」「理由」については、例えば、当該資本関係のある会社の収益となることによりグループ全体の利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を説明しているか。</u> <u>ニ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 27 号ロに規定する「それにより当該行為を行う金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある」「理由」については、例えば、当該資本関係のある会社の収益となることによりグループ全体の利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を説明しているか。</u> <u>ホ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号ハに規定する「金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行った場合</u>	

改正後	現行
<u>に特別の評価を行うこととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定の期間において、当該投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為をした場合に、他の投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為をする場合と異なる追加的な評価を行っているものと認められる業績評価体系となっているとき等がこれに該当するものと考えられる。</u> <u>(注) 本⑭ホ. 及び下記⑭へ. の「特別の評価を行うこととしているとき」に該当しない場合（仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号ハ及び同項第 27 号ハに掲げる事項の提供が求められない場合）であっても、業績評価体系の内容によっては金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある場合があり得ることから、Ⅲ－２－５に規定する主な着眼点に係る必要な検証を行うことに留意する。</u> <u>へ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 27 号ハに規定する「金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定の期間において、投資一任契約の締結の媒介を行った場合に、他の投資一任契約の締結の媒介を行う場合と異なる追加的な評価を行っているものと認められる業績評価体系となっているとき等がこれに該当するものと考えられる。</u> <u>ト. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号イからハまで及び同項第 27 号イからハまでに規定する「利益が相反するお</u>	

改正後	現行
<u>それがある旨」については、例えば、各号におけるイからハまでの事項が複数ある場合は、利益が相反するおそれがある旨をまとめて説明することで差し支えないものとする。</u>	
(3) 監督手法・対応	(3) 監督手法・対応